千葉県松戸市で宿泊業を営む申立会社について、原発事故の寄与度を4割として、風評被害による逸失利益の賠償が認められた事例(和解案提示理由書あり。掲載番号33)。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X株式会社(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。) について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ば ないことを相互に確認する。

記

損害項目 ア 営業損害(逸失利益)

(期間 自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28 日)

イ 本件和解仲介手続に関する弁護士費用 (期間 損害項目アの期間に準じる)

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目(同項所定の期間に限る。)についての損害賠償金として、金1361万9200円の支払義務のあることを認める。

内訳 ア 営業損害(逸失利益) 金1322万2524円 イ 本件和解仲介手続に関する弁護士費用 金39万6676円

3 支払方法 (省略)

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立 人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本 件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、 当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対し て別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続き費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。 平成26年11月20日

(仲介委員 中村嘉宏)